

青 畜 号 外  
平成28年12月12日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長  
(公 印 省 略)

## 高病原性鳥インフルエンザ緊急消毒のための消石灰の配布開始について

今般の高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、下記のとおり県内一斉の緊急消毒を実施することとし、家きん飼養者への消石灰の配布を開始しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 緊急消毒の実施

(1) 実施する区域

県内全域の100羽以上の家きんを飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きんを飼養する農場

(2) 実施の期日

平成28年12月13日から同月31日までのいずれかの日

(3) 実施方法

家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への消石灰の散布

(4) 家きん飼養農場への指導

各家畜保健衛生所が別添パンフレットにより実施

#### 2 消石灰配布状況の公開

(1) 日時

平成28年12月13日(火) 14時～15時

(2) 場所

十和田家畜保健衛生所(十和田市西十二番町19-23 TEL 0176-23-6235)

(3) 留意事項

ア 十和田家畜保健衛生所への車の乗り入れは、ご遠慮願います。

(隣接する県の十和田合同庁舎の駐車場をご利用ください。)

イ 農場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることから、決して行わないようお願いします。

ウ 農場での消石灰散布状況は、後日写真を提供する予定です。

報道機関用提供資料	
担当課	農林水産部畜産課
担当者	衛生・安全グループ 村井総括主幹
電話番号	直通 017-734-9498 内線 4818
報道監	農林水産部 高谷次長(内線 4967)

緊急!!

# 消石灰散布による農場内の消毒

平成28年11月、本県で初めて家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生し、また死亡野鳥の簡易検査陽性事例が確認されています。**鳥インフルエンザウイルスを家きん舎に持ち込まない**ために、緊急的に消石灰による農場内の消毒を実施してください。



散布量の目安は、**1m<sup>2</sup>あたり消石灰1kg**です。まんべんなく白くなるように散布してください。

家きん舎の周囲に幅1m以上散布



農場の出入り口に散布



農場敷地の外縁に幅1m以上散布



## 【 取扱いと作業時の注意 】

- 消石灰は、強いアルカリ性で、皮膚、口、呼吸器等に炎症を起こしたり、目に対して腐食性があり視力障害起こす場合があります。**散布時には、消石灰が直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないように、保護マスク、メガネ(ゴーグル)、ゴム手袋等を着用**してください。
- 他の酸性消毒薬と混ぜると効果がなくなるので注意してください。
- 作業後は、手洗い及びうがいを十分に行ってください。
- 子供の手の届かないところに保管してください。
- 消石灰が直接河川に流入しないよう、また、住宅地が近い場合には、強風時には散布を見合わせるよう配慮してください。



保護メガネ



保護手袋



保護マスク

## 【 お問い合わせ先 】

〇〇地域県民局地域農林水産部  
〇〇家畜保健衛生所

電話  
FAX

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

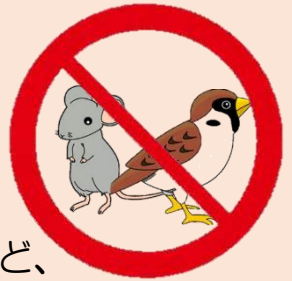
# 家きん飼養者の皆様へ

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。本病に対する厳重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。



## 野鳥、ねずみなどの野生動物対策

- 野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損部分の補修
- 家きん舎の壁面の破損や、家きん舎の屋根と壁の隙間など、



小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検して下さい。十分でない場合には修繕などを行って下さい。

## 家きん舎に入る場合には、ウイルスを持ち込まないように、衣服や靴の交換や十分な消毒を行って下さい。

## 家きん舎が、

- 池などの野鳥生息地の近くにある場合
- 野生動物の生息しやすい環境にある場合



には、上記対策を定期的に点検・確認して下さい。

これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行って下さい。死亡家きんが増えた、元気消失の家きんが増えたなどの異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡して下さい。